

議案第46号

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）」が令和7年6月4日から施行され、国政選挙における選挙長等の報酬の基準単価が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１９年木津川市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前												
(期日前投票所の報酬の特例) 第4条 期日前投票時間の一部について期日前投票所の投票立会人として従事したとき、又は開く時間を繰上げ若しくは繰下げ、又は閉じる時刻を繰上げ若しくは繰下げた期日前投票所の投票管理者又は投票立会人として従事したときの報酬額は、別表に定める当該区分に対応する報酬額を法第48条の2第6項の規定により準用する法第40条第1項前段の規定による開閉時間に基づく投票時間数で除して得た額に、当該投票管理者又は投票立会人として従事した時間数を乗じて得た額とする。 別表 (第2条、第3条、第4条関係) <table><tr><th>職名</th><th>支給区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>選挙長</td><td>一選挙</td><td>12,200円</td></tr></table>	職名	支給区分	報酬額	選挙長	一選挙	12,200円	(期日前投票所の報酬の特例) 第4条 期日前投票時間の一部について期日前投票所の投票立会人として従事したとき、又は開く時間を繰上げ若しくは繰下げ、又は閉じる時刻を繰上げ若しくは繰下げた期日前投票所の投票管理者又は投票立会人として従事したときの報酬額は、別表に定める当該区分に対応する報酬額を法第48条の2第3項の規定により準用する法第40条第1項前段の規定による開閉時間に基づく投票時間数で除して得た額に、当該投票管理者又は投票立会人として従事した時間数を乗じて得た額とする。 別表 (第2条、第3条、第4条関係) <table><tr><th>職名</th><th>支給区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>選挙長</td><td>一選挙</td><td>10,800円</td></tr></table>	職名	支給区分	報酬額	選挙長	一選挙	10,800円
職名	支給区分	報酬額											
選挙長	一選挙	12,200円											
職名	支給区分	報酬額											
選挙長	一選挙	10,800円											

投票所の投票管理者	一選挙	<u>14,500円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>
開票管理者	一選挙	<u>12,200円</u>
投票所の投票立会人	一選挙	<u>12,400円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u>
開票立会人	一選挙	<u>10,100円</u>
選挙立会人	一選挙	<u>10,100円</u>

投票所の投票管理者	一選挙	<u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300円</u>
開票管理者	一選挙	<u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	一選挙	<u>10,900円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>9,600円</u>
開票立会人	一選挙	<u>8,900円</u>
選挙立会人	一選挙	<u>8,900円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。